

平成26年第3回定例会

企画産業常任委員会
会 議 録

期日：平成26年9月10日（水）

場所：大曲庁舎互助会館第1会議室

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時 平成26年9月10日（水曜日） 午前10時00分 ～ 午後1時45分

会 場 大仙市役所 互助会館3階 第1会議室

出席議員（7人）

1 番 富 岡 喜 芳	8 番 藤 田 和 久	1 1 番 茂 木 隆
1 3 番 古 谷 武 美	1 4 番 武 田 隆	1 6 番 高 橋 幸 晴
2 0 番 佐 藤 清 吉		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

企 画 部 長 小 松 英 昭	次長兼総合政策課長 相 馬 幸 則
情報システム課長 加 賀 勘 悦	情報システム課主幹 久 米 啓 之
農 林 商 工 部 長 佐 々 木 誠 治	次長兼企業対策課長 小 野 地 洋
農 林 振 興 課 長 今 野 功 成	農 林 振 興 課 参 事 藤 井 一 博
農 林 振 興 課 参 事 煤 賀 康 典	商 工 観 光 課 長 五 十 嵐 秀 美
商 工 観 光 課 参 事 今 善 雄	

議会事務局職員出席者

主 査 佐 藤 和 人

審査案件

- 1 議案第101号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
- 2 請願第 3 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願
- 3 請願第 4 号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願
- 4 陳情第 12 号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

- 5 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
 - 6 委員派遣の承認要求について
-

午前10時00分 開 会

○委員長（高橋幸晴） おはようございます。

昨日のNHKの秋田版で、やまぼうしの芽が、赤い芽が非常についているというニュースを見ました。今年の春、やまぼうしの花が、白い花ですけれども、最近になく咲いた年でした。太平山に飛行機が落ちたんでないかというような情報まで、誤って伝わったことですが、あのやまぼうしの花がいっぱい咲けば雨が多いという年のことわざがあります。7月までは空梅雨のような状況でしたので、ことわざも当らなかったかたというふうに思っておったんですが、8月に入って、また全国的にも非常に雨が多い年になりました。やはり、やまぼうしの花、あれはことわざどおり、春に花が沢山咲けば雨の年だというふうなことが、やっぱり、伝わったとおりでというふうに感じました。このあと、農家の方では収穫、いろんな作物が収穫を向かえるわけですので、こちらの方にもあまり災害、異常気象が無いように、この後、収穫が終わるまで無事に済むように祈りたいと思います。

本日はご多用のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは只今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

今次定例会の委員会審査の日程につきましては、お手元に配付の日程表にしたがって審査してまいります。課ごとに説明終了後に質疑を行い、討論・表決につきましては、一括で行うことといたします。なお、正確な会議録作成のため、発言する際は、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（高橋幸晴） それでは、日程表に従って順次審査してまいります。

はじめに、小松企画部長からごあいさつがあります。小松企画部長。

○企画部長（小松英昭） みなさん、おはようございます。

委員の皆様には、日ごろから当部所管事務事業に対しまして、大所高所からのご指導、ご鞭撻を賜ってございます。深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

今次定例会でご審議をお願いします案件ですけれども、情報システム課所管の、いわゆるマイナンバー制度に伴う補正予算1件ということになってございます。どうぞ、よ

ろしくお願いいたしたいというふうに思います。また、委員会審査終了後、過疎自立促進計画の軽微変更に伴いますご説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、あわせてよろしくお願いたしたいというふうに思います。

この場をお借りいたしまして、3点ほど、皆様にご報告お願いたしたいなというふうに考えてございます。

まず1点目でありますけれども、雪対策総合計画についてでございます。この計画につきましては、去る8月5日の議員説明会におきまして、委員の皆様から縷々ご意見等を頂戴いたしたということでございます。その後、8月13日から8月25日まで各地域協議会の皆様に計画をお示しし、ご意見を頂戴してございます。その後、9月1日に地域協議会の連絡会議という組織がございますけれども、各地域協議会の会長さん、副会長さんがお集まりになる機会でありますけれども、その場所におきまして、各地域協議会からの委員の皆様からのご意見を集約していただいて、発言をしていただいたという機会を設けさせていただいております。多くのご意見等を頂戴したということでございます。また、あわせて8月19日から9月1日までですけれども、2週間に渡るパブリックコメントも実施してございます。残念ながらコメントというのは、引き上げるまでもないリアクションが1件あったということで、実質はなかったという、私どもはそういうふうに捉えておりますけれども、残念ながら無いということでございました。幸の計画につきましては、昨日、最終協議の場所を設けさせていただいております。最終案がほぼまとまったということでございます。議会の最終日にも、9月18日でありまして、本会議終了後、お時間をいただきまして、本会議場におきまして、議員の皆様にも最終案についてご説明申し上げたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたしたいというふうに思います。

2点目でありますけれども、市街地再開発事業の進捗状況等についてでございます。本事業につきましては、現在解体作業を、旧病院の解体作業を行っております。10月末の完了に向け、今現在、旧病院の新館部分について除却工事を進捗してございます。あと基礎部分の解体工事が残ることになってございます。10月末の完了を予定しておりますけれども、それと並行いたしまして、10月上旬には、事務所棟及び駐車場棟に先行着手するという計画でございます。9月26日には起工式を予定しているということで、議員の皆様にも既にご案内の文書が参っているものと存じております。どうぞ、出席方についてもよろしくお願いたしたいというふうに思います。本事業における

建設工事につきましては、平成23年11月に実施設計が完了してございまして、平成24年2月から3年5カ月にわたる工期で契約をしております。この間、平成23年3月には、いわゆる「3.11東日本大震災」がございましたし、それに関わる復旧・復興事業が始まってございます。あわせて国の経済対策、それから本年4月の消費税増税前の駆け込み需要などから建設資材の値上がりとか、人手不足等による労務費の高騰が全国的な問題となっております、県内への影響についても度々メディアで取り上げるなどについては、ご承知のとおりであると思っております。市政報告で市長が触れておりますけれども、今次定例会の最終日に南街区の施設概要についての外、全国的に深刻化している建設技能者の需要動向等を踏まえた実施行程、それから建設資材の値上がり、あるいは労務費の高騰による工事費の上昇に対する対応について、ご説明させていただくこととしておりますので、これもあわせてよろしくお願ひしたいというふうに思います。なお、全国的な建設工事費の高騰に伴いまして、国が単独で上乘せ支援を行う制度が創設になってございます。今年度の補助金額、国の補助金額が増額となりますので、早期に財源手当てを行い、事業の推進を図るために直近の議会に補正予算案として上程させていただきたいというふうに考えてございます。10月中旬に臨時議会を予定しているということでもありますので、その際に補正予算というかたちで、今年度分ということでもありますけれども、上程をさせていただきたいというふうに考えてございます。いずれ、9月18日の説明に関わる部分ということになりますので、それとあわせて、連動したかたちで10月中旬に補正予算が上程されるという予定をいたしておりますので、どうぞ、よろしくお願ひいたしたいというふうに思います。

3点目であります。コミュニティFM事業についてでございます。皆様、ご案内のとおり、大曲の花火にあわせましてイベントFMというかたちで8月17日、それから8月21日から23日までの4日間、試験放送を実施いたしました。今回の放送につきましては、愛称「FMはなび」と決定した後のわが街のコミュニティFMを広く周知するという目的、それからイベントを盛り上げるという目的があります。また、水面下では、いわゆる電波の強度を測るという部分の大きな目的がございました。この電界強度測定というそうですけれども、この強度測定につきましては、現在、コンサルタント業務を受託しておりますNHKアイテックさんが電界強度調査を行うわけですけれども、これとは別に本市職員が市販のラジオ等を携帯いたしまして、市内全域258地点について定点測定をしております。それから、車両走行中のカーラジオで受信状況とか電波の

強さなどを独自に調査をいたしてございます。NHKアイテックと職員側が、市側で行った調査については概ね同じような結果ということになってございますけれども、概ね市内各地域で良く聞こえたという結果を得ることが出来てございます。しかしながら今回は、太平山の山頂にありますテレビ塔1カ所から電波発信をしたということで、山の陰など障害物がある場合は、やはり電波が届きにくいという結果となっております。大曲地域の内小友中山地区、それから西仙北地域の正手沢地区、それから協和地域の船岡地区、それから南外地域の秋田自動車道から西側の部分、これについては、やや聞こえが悪いというような結果が得られてございます。この難聴エリアにつきましては、先の議員全員協議会でもご説明いたしましたけれども、それを補完する形で鉄塔整備をして難聴地域を解消に図っていくということでございます。今後、受託業者でありますNHKアイテックと協議の上、来年度当初予算に鉄塔建設にかかわる予算を計上させていただきたいと、それに向けて作業を進めてまいりたいというふうに現在考えてございますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

少し長くなって恐縮でしたけれども、当部関係の進捗状況等についてご報告とお願ひを申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で挨拶に代えさせていただきます。

○委員長（高橋幸晴） ありがとうございます。

○委員長（高橋幸晴） それでは、審査に入ります。

議案第101号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。はじめに、企画部所管の審査を行います。当局の説明を求めます。加賀情報システム課長。

○情報システム課長（加賀勤悦） それでは、議案第101号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、情報システム課所管にかかる補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

社会保障・税番号制度システム整備費についてであります。

資料No. 2「9月補正予算書」の9ページ中段、歳入14款2項1目1節 総務管理費補助金の内「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」1,394万7千円、及び12ページ上段、歳出2款1項13目15事業「社会保障・税番号制度システム整備費」2,022万9千円につきまして、資料No. 2-1「主な事業の説明書」、及

び本日配布のA3版1枚でご説明いたします。

まず、資料の説明に入る前に、社会保障・税番号、いわゆるマイナンバーが考えられた背景について申し上げます。

マイナンバー制度とは、国民一人ひとりに12ケタの「個人番号」を割り当て、税の徴収や社会保障給付などに役立てようというものであります。創設された背景には、従来の「住民票コード」を利用する住民基本台帳カードがありますが、これが社会の中でほとんど使われなかったことが第1の要因で、理由は民間の利用が一切禁止され、納税目的でも使えないなど、非常に制約がある番号のため、使いづらいものであったことによります。ちなみに、本市では3月末で累積1,846枚の住民基本台帳カードの発行となっております。もう一つの要因は、国で税や社会保障制度のあり方を見直す必要性が生じ、国と地方の多くの債務を解消するため、財政基盤の立て直しが必要になってきたことによるものであります。この2つの問題を解決するために、社会保障（すなわち、給付の面）と税（すなわち＝負担の面）の仕組みを抜本的に改めなければならず、そのためには、個々人の所得や給付状況を正確に把握する必要がある、さまざまな個人情報をひも付ける手段として考えだされたのが今回のマイナンバーと国が説明しております。その内容が最初に登場したのが、「平成22年度税制改正大綱」からで、その後検討が繰り返され、平成25年5月に番号関連4法が成立し、利用が平成28年1月からとなりました。

それでは、本日配布のA3版、国の「社会保障・税番号制度開始に伴う、システム改修の方向性について」をご覧ください。

まずは、項番1の「社会保障・税番号制度とは」であります。3つの視点があり、左側から1つ目ですが、「社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保するための社会基盤」ということで、全国に展開するというものであります。

2つ目は、「様々な行政機関が保有する個人に関する情報について、同じ人の情報であることが分かるようになり、提出書類が簡素化されるなど、国民の利便性が向上する」というものであります。具体的には、マイナンバーを利用すれば、窓口で申請に添付する住民票や税の証明書などが省略でき、市民の方の負担が減ることを意味しております。なお、これにより本市にとっては、証明証発行にともなう手数料が減収になるものと想定されます。

右側の3つ目は、東日本大震災の教訓で追加されたもので「より正確な情報を得られることにより、大災害時など、真に手を差し伸べるべき者に対し、きめ細やかな支援に活用できる」もので、具体的には災害時の本人確認や、災害時要援護者リストの作成などの利用が想定されております。

次に、項番2の「国のマイナンバーのスケジュール及び作業項目」についてであります。

左側の1つ目、項目の「制度構築」につきましては、右に見ていきますと、先にお話ししました平成25年5月に番号関連4法が成立し交付となり、平成27年10月には個人番号の通知が一斉に行われ、平成28年1月には個人番号の利用と、希望者の申請に基づく個人番号カード交付が開始される予定であります。

次の2つ目、項目の国の「システム構築」日程につきましては、平成29年1月から国のシステムが稼働開始となります。各自治体では、国のスケジュールの平成28年1月からの個人番号利用に合わせ、また平成29年7月からの自治体間のデータ連携開始に合わせ、システム改修を終了しておく必要があります。

次に3つ目、項目の国の「個人情報保護」につきましては、国の特定個人情報保護委員会が今年1月に設置され、その役割の一つにPIA、いわゆる特定個人情報保護の評価があり、委員会の示す指針・様式に基づいて、資料を作成し、承認を受けるものであります。ちなみに特定個人情報保護の評価とは、特定個人情報ファイルを取り扱う業務の概要、保有しようとする特定個人情報ファイルの名称及び関連情報等がどのように使われているかが分かる資料を作成し、公表するものであります。

以上の国のスケジュールに合わせ、各自治体はシステム改修や、環境整備を行うこととなりますが、本市のシステム改修の面から見ますと大きくは3つに分類されます。

左から1つ目は「国の補助対象となる情報連携システム」であります。具体的には、新設される特定個人情報を記録する「中間サーバ」や、各システムの宛名とマイナンバーを関連付ける「団体内統合宛名」システム、この2つがそろってはじめて個人が特定され、国や他自治体と特定個人情報のやりとりが可能となります。

次に、本市既存システムの改修は、「住記・税等基幹系」システム、「総合福祉・後期高齢者」システムや「健康増進」、「生活保護」システムが国の補助の対象となっております。

2つ目は、「国の補助対象外の情報連携システムなど」で、例えば、人事給与や財務

会計、市営住宅システムにおける税に係わる部分、それから大災害時の支援を想定しての住民情報の利用システム、文字コード変更処理などの改修が必要になるものと想定しております。しかし、これらには国の補助が無い場合、改修が発生すれば本市の負担となります。

3つ目は、「個人情報保護等のため必要なルールを作成する」ことです。まずは、特定個人情報保護評価の実施や、マイナンバー関連条例の見直し及び条例の制定が必要になるものと想定しております。これらも国の補助対象とはならないため、本市の負担となりますが、職員ができるものは職員で行い、経費を抑えたいと考えております。

つぎに、項番3の「国のシステム構築補助金」総務省系と厚生労働省系の二本立てによる補助について、左の1つ目は、補助率が10分の10に相当するシステムとして、住基システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、国民年金、特別児童扶養手当システムが該当します。

2つ目は補助率が3分2に相当し、残り3分1は交付税での措置対応となるシステムであります。具体的には、税務、生活保護、障害福祉、児童福祉、国保、後期高齢、健康管理であります。

3つ目は、本市としては出来るだけ安く済ませたい内容であります。補助対象外となる項目で、主なものはシステム影響度調査、PIA評価経費、ネットワーク回線費、人件費、事務費等の経費であります。その下の米印2であります。直近の平成26年2月に国からシステム改修等の概算金額が示されており、本市の人口分類で集計しますと、総務省系は2ヵ年で事業費2,700万円、厚生労働省系は3ヵ年で3,900万円となっております。当時、現在のシステム設計開発を行っている構築業者から話を聞くと、国の概算額は安く、約2.5倍位差があるという話ですので、その話を信じると単純計算で本市の場合は2～3年間の全体で約1億7千万円規模のシステム改修が必要になると想定しております。

項番4の「業者のシステム改修の方向性」につきましては、業務システム毎に、機能別、年次別の開発が予定されております。具体的には、平成26年度には①マイナンバー付番の機能の開発に着手し、翌年度付番の作業が開始されます。平成27年度には、②マイナンバー利用の機能の開発、及び③システム連携機能の改修が主な内容となります。平成28年度には、国や他自治体との総合テストが主な内容となります。

以上が、国の社会保障・税番号制度開始に伴う、システム改修の方向性であります。

それでは、今回の補正内容につきまして、資料No. 2-1「主な事業の説明書」5ページ目をご覧ください。

2款1項13目15事業「社会保障・税番号制度システム整備費」につきましては、今回、新たに2,022万9千円を補正するものであります。

項番1の「事業の目的及び目標」につきましては、国が進めている社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上、給付や負担の公平性確保を目指すものであり、平成28年1月からの利用開始を国が計画しております。この国の利用開始にあわせ本市では、平成27年10月の個人番号いわゆるマイナンバーの通知や、平成29年7月から国や他の地方公共団体等とのデータ連携が出来るよう、情報システム環境を整備するものであります。

項番2の「事業の概要」につきましては、利用開始に向けて、社会保障・税番号制度に対応するために本市の必要となるシステムの導入と、関係する既存システムの改修を数年かけて段階的に整備する内容であります。

最初に、住民基本台帳システムについて、個人番号の付番に向けた環境の整備や準備のためのシステム改修を行うことにしております。

次に、税務システムについては、既存システムの改修による影響について検討しながら、平成27年度の詳細設計・開発に向け、本年度は基本設計と一部詳細設計の実施及び調査のためのソフトウェア環境の整備を行います。また、団体内統合利用番号連携サーバ、要するに本市の色々なシステムの宛名を一箇所で管理する統合宛名システムであります。これについては、関係する情報システムの連携を検討しながら、平成27年度のサーバ構築とシステム稼働に向け、本年度は基本設計及び宛名調査のために既存システムソフトウェア環境を整備し、調査を行います。経費の内訳について、今回の補正は総務省のシステム範囲であります、住民基本台帳システムの個人番号付番機能開発689万9千円。税務システムの基本設計750万円。統合利用番号連携サーバの基本設計と環境整備205万円。システムの影響度調査や宛名整理378万円で、合計額2,022万9千円となります。なお、これに対する国からの補助は、対象システムにより10分の10相当補助や、3分の2相当補助と分かれており、端数処理の結果、1,394万7千円の歳入の補正額を見込んでおります。また、3分の2相当補助の場合は、残りの3分の1を普通交付税及び特別交付税で措置されることになっております。参考までに、国のスケジュールについて記載しておりますが、既にご説明いたしました

ので説明を省略させていただきます。

項番3の「これまでの成果と今後の方向性」につきましては、平成26年4月の市長スプリング・レビューにおいてマイナンバー制度開始に関するシステム改修などについて説明を行い、6月17日には社会保障・税番号制度プロジェクト推進会議を開催し、全庁的な推進体制の整備を行っております。この補正予算が承認されますと、平成26年10月から、住民基本台帳システムや税務システムなどの改修に着手します。また、総務省以外の厚生労働省のシステム範囲である、総合福祉等の関係システムについては12月補正予算に要求を計画しており、承認されますと平成27年1月から生活保護システムや障害者福祉システムなどの改修に着手する予定であり、段階的に年次計画でシステム改修を進めていく予定であります。ちなみに、平成27年度は個人番号の利用に関するシステム改修を、平成28年度は国や他自治体との特定個人情報のデータ連携に関するシステム改修を行う予定であります。

次の項番4の「補正額の財源内訳」につきましては、先ほどご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、情報システム課所管にかかる説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） もう一回確認しますが、番号の桁、12桁って言ったんだっけっしが。

○情報システム課長（加賀勸悦） はい、個人番号12桁です。

○1番（富岡喜芳） これって、全部数字だけ並ぶんだっしが。

○情報システム課長（加賀勸悦） はい、数字だけの12桁でございます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。武田委員。

○14番（武田 隆） まず1点、一般市民の人方、登録とか、手続とか、そういったことってというのは発生するんだが。

○委員長（高橋幸晴） 加賀情報システム課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） 12桁の番号は、今使われています住民カードの番号を下にして、12桁を生成するというので、その生成が出来ますと一斉に通知するというので、通知に関しては住民の方の関与は、作業は無いということになります。

- 委員長（高橋幸晴） はい、藤田委員。
- 8番（藤田和久） 国で決めた法律なので、やむを得ないとは思いますが、去年これが成立した時に世論調査では半分以上が反対しているんですよ。与党がいっぱいだから成立はしたんですけども、28年ごろになって、一斉に番号示されても混乱は起きないものでしょうか。
- 委員長（高橋幸晴） 加賀情報システム課長。
- 情報システム課長（加賀勤悦） 混乱につきましては、はっきり国からそういう情報はいただいておりますので分かりませんが、まず通知に関しては個人の方に配付されますので、それが最初に利用される、想定されていますのは28年以降に発生する税の申告の時に個人番号を記入するという欄が設けられるということで、その時に使われるようなことで情報提供いただいております。混乱については、情報はいただいております。
- 委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、古谷委員。
- 13番（古谷武美） ちょっと確認ですが、例えばカードとかくるものなんですか。身分保証みたいな感じで使えるかどうかなんですか。
- 委員長（高橋幸晴） 加賀情報システム課長。
- 情報システム課長（加賀勤悦） 今、国が想定していますのは28年1月からの利用にあたりまして、そのカードを希望する方には申請をしてもらってカードを交付するというので、イメージ的には運転免許証サイズのものですので交付を予定されております。追加ですけども、その前の27年10月の通知に関しましても大体そのくらいのサイズで国民の方に通知カードを配布するというようなことを聞いております。
- 委員長（高橋幸晴） はい、古谷委員。
- 13番（古谷武美） 免許証と同じようなかたちで、身分保証みたいな機能もなってるということでしょうか。
- 委員長（高橋幸晴） 加賀情報システム課長。
- 情報システム課長（加賀勤悦） 今、話の中ででました通知のカードに関しましては、そのカードを持っていたからといって、すぐ本人だということは分からないために、そのカードと他と抱合せた本人確認をするということで、通知カードについては、そういう方向で本人確認をすると、28年1月から希望によりまして、本物の個人番号カード

につきましては、当然暗証番号がありますけれども、それを入れてもらうことによって本人と確認できるということで、カードによって本人確認の仕方が違うということで聞いております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） このシステムを導入することによって、例えば税務とか、これに携わる人方の人減らしてというのはできるんだが。

○委員長（高橋幸晴） 加賀情報システム課長。

○情報システム課長（加賀勤悦） 今のこの番号制度の話は、いろいろ情報が来るんですけども、それによって各自治体の人が減るかどうかというふうな情報はいただいておりますので確認はできませんが、これは私個人のあれなんですけれども、今までの業務の中に新たに国の示す個人番号が業務の中に入ってくるということですので、現状とあまり変わらないかなとは思いますが。ただ、個人が特定できることによって間違いが防げる、それは減少するというようにしております。ちなみに、国の年金番号の時もありましたけれども、あの時は氏名とか、生年月日ということで、結構その人が同じかどうかということがわからないまま、いまだに不明な金額がありますが、このマイナンバーを使うことによって、その人しかないということで、これからの年金に関しては、そういうふうな間違いはなくなるというような国の説明はしております。

○委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 人減らしとか、そういう類のことにはほとんど影響がないと、ただそれを活用することによって、処理に間違いが少なくなったりということはおきてくるということだったな。

○委員長（高橋幸晴） 加賀情報システム課長。

○情報システム課長（加賀勤悦） 私の言ったのは年金のあれだったんですけども、さきほど若干手数料の関係でお話しましたが、国の定める法律に関わる業務に関しては、国では本人を確認して、いろんな税情報とかを機械の中で処理してしまおうということですので、その分が、具体的には市民課で、税務課でもいいんですけども、税務が証明書を発行するという業務自体は、その分についてはなくなると思いますが。ただ、それが人減らしできるだけの量かどうかというのは、そこまではちょっと分かりません。

○委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

- 14番（武田 隆） もう1点、こういうシステム作る上で、個人情報の保護法作る上で、一番重要なやつは、なんと立派な会社でも情報漏えいどがってというのは出てきてるっしべ、あーゆーことはどうやって防ぐ、防げるんだげ。
- 委員長（高橋幸晴） 加賀情報システム課長。
- 情報システム課長（加賀勘悦） システム的な内容と、制度的な内容があると思います。まず、制度的な内容としましては、個人情報保護を国の方で見直しまして、そういうふうに特定個人情報、国のマイナンバーが入ってる情報については、今の個人情報よりもワンランク上の扱いをなささいということで、罰則も2倍ほど、金額にしても2倍ほど厳しくなっております。また、そういうことで各自治体がどういうふうなマイナンバーの情報をもっているかというのを住民の方に周知ということで、そのために委員会が示す様式に基づいて全国一斉に住民の方に公表するというので、制度的な内容はそちらで対応されてます。システム的な内容といたしましては、いままで個人番号と情報っていうのは一緒に、普通のシステムって言えば、一つの中で便利なように個人番号もデータも一緒のところに入ってるわけなんですけど、今回、国では、それをバラバラにしまして、それを結びつけるための別のキーというものを採用して、やり取りする時は個人番号でなくて国の方で作った、また別の番号で処理するというので、絶対ないとは言いませんけれども、そこに担当する人については誰の情報か分からないような仕組みをもってシステムを作ってるということで説明されております。
- 委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。
- 14番（武田 隆） 例えば、市役所の職員で、これに携わる人がパソコンから抜き取って家さ持っていったどが、どうのこうので、そういったいじというのは大いに防げるということだったな。
- 委員長（高橋幸晴） 加賀情報システム課長。
- 情報システム課長（加賀勘悦） そういう意味では、ちょっと説明が付きませんでしたけれども、悪意をもってやる職員につきましては、やはりシステムでは限界があります。今回、国で考えてますのは、そういうふうなデータのやり取り、抽出したというのは、また国の方で作ってますマイポータルというところで、個人の情報が使われたか使われてないか記録を残すことにしておりますので、その記録から扱った人を特定できるようになるかと思っております。
- 14番（武田 隆） 要するに、漏れないということはないということだったな。

- 情報システム課長（加賀勤悦） この場では、絶対とは、やっぱり人がやることなので絶対という言葉は控えさせていただきます。
- 14番（武田 隆） ということは、大仙市の職員はきちっとした倫理観念をもって、こういうことに携わってくださいという、それしかねってということだべ。
- 委員長（高橋幸晴） 加賀情報システム課長。
- 情報システム課長（加賀勤悦） そういう意味では毎年職員向けにセキュリティの考え方、セキュリティポリシーを説明し、扱っている重大さを認識させて、そういうふうな研修をしております。
- 14番（武田 隆） これ大仙市だけでなく、他の町村ども結ばれるっしやな、せば例えば、今のセキュリティの問題だども、大仙市の情報が他の自治体でも見れるということになるんだよな。ほかの自治体の人方が、大仙市はガチっと固めて部長以下きちっとした倫理体制で職員が悪いことしねよというけど、他のところでやったらということはあることだな。
- 委員長（高橋幸晴） 加賀情報システム課長。
- 情報システム課長（加賀勤悦） それにつきましては、その業務を扱えるか扱えないかで、他の自治体の情報を見れるかどうかというのも縛りがあります。ですから、誰でもが他の自治体を見れるんじゃないなくて、例えば児童手当で転入した人の相手の（情報を）知りたいとなれば、法律で定めている範囲であれば、またその人がそういう権限がある業務をしているとすれば相手の方から持ってこれるということ。
- 委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。
- 14番（武田 隆） 要するに、関係する自治体との因果関係ねえば、お互いに開いたりはでけねと、そういうことなんだっしな。
- 委員長（高橋幸晴） 情報システム課長。
- 情報システム課長（加賀勤悦） それに関しては国の方で法律に定める業務以外は見れないように、国の方で制限しております。
- 委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高橋幸晴） なければ、これで情報システム課所管の質疑を終結いたします。
- これで、企画部所管に対する審査は終了いたしました。
- なお、討論・表決につきましては、最後に一括で行います。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。大変お疲れ様でした。

午前10時45分 休 憩

午前10時47分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

はじめに、佐々木農林商工部長からごあいさつがあります。佐々木農林部長。

○農林商工部長（佐々木誠治） ご審査をお願いする前に一言、ごあいさつ申し上げます。

まずは、8月8日の所管事務調査におきましては、中仙地域の園芸メガ団地と大仙物流を視察していただき、厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当農林商工部の業務遂行に際しましては、格別なるご指導、ご教示を賜り、重ねて、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も下半期を迎えようとしておりますが、農林商工部の各課とも大きなイベント・事業が次から次へと控えております。若干、内容を申し上げますと、平成28年度からの新たな農業振興計画の策定に向け、その前段における、「農業活力創造懇話会」、10月25日から26日までの秋の稔りフェア、10月4日からのアフターDC、10月11日の国民文化祭「大曲の花火」、市と商工会共催のフェアが10月16日から17日まで、そして引き続き市と観光物産協会共催のフェアが10月18日から19日までと、4日間連続して東京有楽町での大仙市物産フェアを行います。さらに11月には首都圏企業懇話会などを予定しており、現在、その準備に鋭意取り組んでいるところであります。

また、秋の稔りフェアで活動等を紹介しておりましたが、順序的に違和感がありましたので、本年度から10月14日に技能功労者表彰式、そして10月15日には農業元気賞表彰式を行い、その後の稔りフェアで市民の皆様幅広く紹介することとしております。委員の皆様には、ご案内を申し上げますので、よろしくご出席方をお願い申し上げます。

今期定例会に上程している議案は、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）の1件のみであります。よろしくご審査の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、議案の審査終了後におきまして、時間をいただき、今般、協和地域の旧

船岡小学校の体育館等で事業展開したいとの要望がありましたので、その進出する企業の内容等について、所管の企画産業常任委員会にご報告申し上げますので、併せて、よろしくお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○委員長（高橋幸晴） ありがとうございます。

それでは、ただいま議題になっております議案第101号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、農林振興課所管の説明を求めます。今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 議案第101号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、農林振興課所管分について、御説明申し上げます。

資料No.2の補正予算書と、資料No.2-1、主な事業の説明書により説明させていただきます。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の中の財源として説明させていただきます。

それでは、資料No.2の補正予算書（9月補正）の14ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費、67事業 農業夢プラン事業費は、770万3千円の補正をお願いするものです。補正の内容につきましては、資料No.2-1、主な事業の説明書にて説明させていただきます。8ページをお開き願います。高品質な戦略作物を安定的に供給できる産地形成及び収益性の高い地域農業の確立を推進するため、経営の複合化に必要な機械・施設等の導入を支援し、戦略作物の生産拡大を推進するとともに、担い手の経営発展を図ることを目的としております。事業の概要であります。県の6月補正予算において、(1)の周年園芸普及拡大対策事業と(2)の活気あふれる果樹産地育成事業が追加されたことによる補正と、当初予算に計上しております(3)の未来にアタック農業夢プラン応援事業の追加に係わる補正をお願いするものであります。(1)の周年園芸普及拡大対策事業は、園芸作物の冬期生産への新たな取組を促進し、周年園芸の普及拡大を図るもので、補助対象は、県指定冬期生産作物に係る機械・設備、経費の一部であります。交付対象者は認定農業者、認定就農者で、今回の補正では、いちご・ほれんそうに取り組む3経営体に対する補助金として231万3千円の補正をお願いするものです。(2)の活気あふれる果樹産地育成事業は、収益性の高い樹種の導入により農家収益を確保し、産地を維持・強化できる環境を整備するもので、補助対象としては、おうとう・ぶどう栽培に必要な雨よけ用パイプハウス、換気システム等の生産施設であり、交付対象者は、果実を販売する農業者であります。今回の補正で

は、おうとうを栽培する1経営体が導入する雨よけ用パイプハウスの設置に要する補助金として、270万3千円の補正をお願いするものです。(3)の未来にアタック農業夢プラン応援事業は、268万7千円の追加補正をお願いするものです。今回の補正予算では、大豆用コンバインを導入する1経営体に対して補助を予定しております。なお、本事業の補正額の財源として、国県支出金に662万6千円を歳入予算に計上させていただいております。

次に、資料No.2、補正予算書の19ページをお開き願います。

11款 災害復旧費、2項 農林水産施設災害復旧費、1目 農地農業用施設災害復旧費、60事業 農地等災害復旧事業費補助金は、140万1千円の補正をお願いするものです。補正の内容につきましては、資料No.2-1、主な事業の説明書にて説明させていただきます。9ページをお開き願います。平成26年7月10日～11日の降雨により被害を受けた農地農業用施設の被災箇所について、復旧に当たる農家の負担を軽減するため、要綱に基づき補助金を交付するものです。2の事業概要のうち、対象要件ですが、補助金は、事業費の2分の1補助ですが、事業費が5万円以下は対象外であり、また、事業費が40万円以上の場合は、20万円を上限として補助するものであります。今回の補正予算では、西仙北地域で3箇所、協和地域で1箇所、南外地域で8箇所の計12箇所の復旧を支援するものであり、施設の種類としては、水路7箇所、頭首工1箇所、ため池4箇所であります。全体事業費は、291万6千円で、補助金として140万1千円を補助して、復旧を支援してまいりたいと考えております。なお、補正額の財源は、全額一般財源であります。

以上、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）のうち、農林振興課所管分について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞお願いいたします。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） この農業関係の補助金の件なんですけれども、市の全体、どこもやってないんだけど、これってなんたことやればなんぼという一覧表というのは、どこも作っていない。そういうやつを、これやればこうだというやつが分かるような、農家に啓蒙するPRというのは必要でねがなと常に思うんだけど、農林振興課ばかりでなくて、他のところもなんだよな、福祉でもなんでも、農業以外にも、そうすれば一般

質問で、どうのこうのっていう細け、あんたいじでてこねど思うんだよな。そういったいじを示すことっていうのは徹底的に。当然、農業振興計画、新たな対策できると思うけれども、この中でも一番最後さ、きちっと一覧で、こういうことやればこういう補助金あるしというようなやつを、農家が分かるようなかたちで示してもらえれば、おそらくほとんどの農家わからねど思うんだよ。そういった意味でそういうやつをひとつ全庁的に作ったらどうかという。

それから、農業夢プラン事業で、個人負担、要するに自己負担というのは何分の何だか。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 後段の方の夢プラン事業の自己負担の件にお答えいたします。県が基本的には3分の1でございます。それから市の方では、協調助成として12分の1を助成させていただいておりますので、あわせて12分の5となりますので、残りの12分の7が個人負担となります。一般的な補助については、12分の5でございますが、市の方での推奨する枝豆、アスパラガス等については協調助成を12分の2に嵩上げして2分の1補助にさせていただいておりますし、さらに農業元気賞受賞者、または市の農業研修修了者の若手農家に対しては、それぞれ12分の1から12分の2を嵩上げさせていただいております。

○委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 今言ったようなやつが見えねんだよな。当然、我々も見えねし、農家もめねんだよな。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木農林商工部長。

○農林商工部長（佐々木誠治） 各部、各課にそれぞれ要綱等ありますので、それをまとめたものを見やすいように庁議等においてお話して、市長にもお話してまいります。なお、農林振興課においては、国・県・市とあわせて細かくやっておりますので、これらを加工しながら農家の皆さんに分かり易いように、ホームページとかそういった媒体を使ってお知らせしてまいります。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございせんか。はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 農業夢プラン事業費の中の（1）の周年園芸普及拡大対策事業が新規とありますけれども、その中でちょっと勉強不足で分かりませんが、認定農業者は分かるんですけれども、認定就農者、これはどこで認定して、例えばいろいろな経営計

画だとかそういうものが必要なのか、あるいはそして更新とかもあるのか、その辺お尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） ご質問にお答えさせていただきます。

認定就農者につきましては、これまでは秋田県知事の認定する若手農家が今後の収納目標等を定めて、それで認定されれば認定就農者として取り扱うものであります。市で認定しております認定農業者の所得目標450万円となりますが、その半分を目標として定めて県の認定を受けておりますが、今後はその部分が市の方に権限移譲になってまいりますので、今後は認定就農者の認定につきましても市の認定に変わりますが、そういう若手の方々の担い手を認定しているということでございます。

○委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） そうすれば、認定農業者の所得目標だとか、そういうのが難しいとか、これから頑張る人を、恐らく若手の人だということでもありますので、そういう点では比較的要件は楽な要件を満たせばいいということなのではないでしょうか。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 今これから始める方ですので、施設、それから土地等を含めて、現在の認定農業者とはまた基盤が弱いこともありますので、5年後を目標にして認定農業者の半分の農業所得を目指すことでもありますので、農業開始間もないという事情を考慮した認定基準を定めております。

○委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） そうすれば年齢要件だとか、就農してから何年だとか、そういう要件はあると思いますけれども、その辺お願いします。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 年齢要件につきましては就農時45歳未満ということで、されております。これにつきましては、国が行う青年就農給付金等も農業者の場合は45歳という一つのラインをございませう。それから、農業の経験を含めることについては問わないと思いますので、これから始めようとする方ももちろん認定就農者になりますので、当市の新規就農者研修施設を終えるまでに認定就農者を申請される方も多数いらっしゃると思いますので、そういう基盤の無い方でも申請して認定就農者になることが可能でございます。

○委員長（高橋幸晴） 茂木委員。

○11番（茂木 隆） しつこいようで申し訳ありません。

他の認定農業者もこの事業に対しては使えるようではありますけれども、補助率がやっぱり、ほかの3分の1よりも高いですよ。それは当然、そうやってこいば認定就農者だけでなく、認定農業者もこのメニューは使えるということだっしよ。こういうのをやっぱり、先ほどの武田委員でなくても、やっぱり当然やる気のある人は当然相談したり、訪ねたりするとは思いますが、こういう事業に対してはやはりもっと地域の農家、あるいは若手、そういう人に周知をしていただきたいと、そして是非、農業の若手の人たちを伸ばしていってもらいたいというふうに思います。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） もしかして、この委員会で質問することではないかもしれませんが、冬期生産の周年園芸普及というやつが、絶対これからの秋田県の農業にとって必要だと思うんだっしよ。それで、今現在県がこれに向かって取り組んでるということなんだっしよ、どういう作目を狙おうとしているのか、それから大仙市としてももっと積極的に取り組んでいかねば、当然これからの、米では当然作付少なくなってくると思うので、そういった意味において、大仙市としてもどういう作目を冬期間の目玉商品にしていくのか、そういったことは考えてるかどうかというのはあるっすが。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 始めにその対象作物でございますが、冬期間のパイプハウス内の温度の加温の状況によりまして、いろいろ区分を設けております。加温をしない無加温の対象作物としては、今回当初補正をお願いしておりますのは、ハウレンソウでございます。それから県の方で想定しているのは、加えてチンゲン菜やコマツ菜等の葉物野菜を無加温の対象作物ということで検討作物としております。加温する作物としては主に花卉類、金魚草、ラナンキュラ、シンピジュウム、シクラメンという花卉を主に対象として、加えてイチゴということでございまして、今回補正をお願いしておりますそのひとつにつきましてはイチゴということで、加温施設とパイプハウスということで補助をお願いしたいというものでございます。

それから、もうひとつは、アスパラガス、山うど、タラの芽というのも県の方では対象作物としております。

それから、ご質問の後段の、市の方でもそういう支援ということでございます、特に

冬期間の農業というのは、委員のご指摘のとおり当市のもっとも弱い部分でもございますし、支援しなければなりませんので、今後の新たな農業振興計画の中に特に取り入れて努めてまいります。特に無加温の場合はやっぱり葉物野菜に限られると思いますし、今の若手農家、特に研修を終えた若手農家の方には花卉に取り組む方が多数いらっしゃると思いますので、そういう方々に加温ハウスの中で取り組めるような施策は今後必要になると思いますので、取り組んでいく必要があると考えております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） メガ団地のトマト、あれもこれから大成功してもらって、そうすれば冬期間の、そういう活用というものでこいば、他の人方も冬期間の、こういったもの作ればこれくらいのハウスで出来るなというやつ、参考なると思う。いずれ、課長が言われたように、これからの大仙市の農業を考えていく場合には、やっぱり冬期間の農業所得を上げていくということをやねば、なかなか農業を継続するという人がでてこねと思うんで、そこらへんやっぱり市としても、当然農協もそうなんだけども農業団体と一緒にあってバックアップするような体制をとっていただきたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木農林商工部長。

○農林商工部長（佐々木誠治） 挨拶の中で、10月から例の農業活力創造懇話会ということで、若手農業者等々から8会場でいろいろお聞きしまして、現在現場でやっている若い人方の意見を吸収しながら、それをまとめながら、28年度からの新しい農業振興計画に活かすというようなことでありますので、補助金云々につきましても、どういうものを欲しいものか、我々ではちょっと把握できない部分もありますので、若い人方から、また40歳以下の中堅どころも来ますので、その辺りの意見を十二分に反映させながら次期計画に入れたいというような気持ちで、来月から頑張りますので、是非ひとつ、そういうことでご理解願います。以上です。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） そうすれば、これで質疑を終結いたします。

会議の途中ですが、暫時休憩したいと思います。再開は11時25分です。

午前11時15分 休 憩

.....
午前11時25分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

議案第101号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」をふたたび議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで昼食のため、暫時休憩したいと思います。再開は午後1時より行います。

午前11時49分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（高橋幸晴） それでは、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

請願第3号「政府による緊急の過剰米処理を求める請願」を議題といたします。

本件に関して、委員の皆様方から意見や質疑はございませんか。藤田委員。

○8番（藤田和久） 今年から所得補償が半減されました。それと全国でいくつかの今年の米の値段が決まっていますけれども、ほとんど2千円から3千円が低い。そういう設定になっています。秋田県でも9月上旬に発表されるんですけども、まだハッキリしてないようです。そういうことで、米価がどれくらい下がるか、ちょっと危険な状況であります。この提出した農民連というところで政府に対して過剰米の処理を求める政府交渉をやったんですよ。けども、政府には価格や安定的な供給に関する責任は昔と違って今は無いというような答弁で、やるとは言わなかったそうです。そういうような状況ありますので、秋田県で何百億という減収になるわけなので、なんとかこれを通していただければありがたいと私は思います。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんでしょうか。富岡委員。

○1番（富岡喜芳） この過剰米処理というのは、今までの分だが、それとも今年の方のごどだが。

- 委員長（高橋幸晴） 当局でなにか、分かっていることあったら。
- 農林商工部長（佐々木誠治） この過剰米って、備蓄米のことだが。
- 8番（藤田和久） 備蓄米と一般の業者さ溜まってる売れ残りというかな、そういうのが一杯あるんだそうです。ただ政府で、できれば処理を含めて買うということを含めて、処理の中にそういうことも含まれているということです。今年も豊作でしょ、絶対安くなるんだな。

- 委員長（高橋幸晴） 採択という意見がありました、他にございませんか。
なければ、質疑等を終結いたします。
それではお諮りいたします。本件につきましては、採択と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高橋幸晴） ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。
ただいま採択となりました請願第3号について、意見書の案文をご協議いただきたいと思います。

（事務局が意見書案を配付）

- 委員長（高橋幸晴） ただいま配付いたしました意見書案について、ご意見等ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高橋幸晴） 特にないようでございますので、この意見書案のとおりといたします。

ただいまご協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会として議長に提出したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高橋幸晴） ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

-
- 委員長（高橋幸晴） 請願第4号「農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願」を議題といたします。

本件に関して、委員の皆様方からご意見やご質疑はありませんか。はい、藤田委員。

- 8番（藤田和久） これも皆さんご承知だと思いますけれども、今回の農政改革で農協と農業委員会の解体といたしますか、縮小、解体が提案されて、来年までに一定の方向を

だすということで進められています。これを出したのが財界からの提案で、農業関係ほとんどが財界とアメリカの言いなりですけれども、財界ではいずれT P P 関係なくしても5年以内に4割の農業は潰れるとみているんですよね。それに企業が参入する。そして4、5年経ったら、今度は農家同士で競争させて、農業を半分以下にする。財界で半分以上、農業に参入すると言ってるんですよ。そうすると農業自体がただ大変だということではなくて環境保全の役割とか、洪水対策だとか、そういう面でもいろんな問題を残している、それがまず言われています。そして、企業は土地いらなくなると、すぐ分投げちゃうんですよね。それが今危険視されています。そして、その農業に踏み込みやすくするために農業委員会を現在より半分以下にして、公選制を廃止して、そしていろんな農業法人とかなんかも、農業の代表は一人か二人いればいいと感じの、全部そういう方向で進められています。そして今は、全部、一定の農地を持っている人でないと田んぼ買えないんだけど、今度は企業がどんどん買えるそういう条件が、そういう規制がなくなってしまう。ですから、そのために農業委員会の解体をする。農業委員会はそのうちなくなるとも言われています。絶対これを私たちからすれば許してはならないと思いますので、何とか皆さんからそのへんちょっと考えていただいて賛同できればお願いしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 反対の立場から。企業の農地所有権も全部が全部、100%あれになるって限ってないし、今現在の農業の姿を見れば企業をある程度参入させることによって農家の経営という感覚が企業感覚というのが生まれてくるということも大いにありますので、そういう意味では企業をまるっきり、企業が農地取得するということにはまだなっていないし、そういった意味では企業参入というのはこれからもますます必要になってくると、おかげで例えば建設業者が農業に参入したりということで、担い手がない地域にとっては逆にそういう企業が参入することによって農地を保全するというようなかたちも生まれてきてるとということもひとつあります。それから農協改革についてですけれども、今のやっぱり農協の姿勢というのは、私も農協の一員でありましたけれども、おかしいと農協そのものが農家の方向を向いていないと、やっぱり農協を作った原点に返った農協を目指すべきであって、今現在の信用事業、共済事業に傾いた農協の組織の在り方というのは、決して農家のためにはならないということで、この農協改革も絶対やるべきだというふうに私は思いますし、それから農業委員会の件ですけれ

ども、これは中間管理機構との絡みもでてきますので、これは国の方でどういう判断をするか分かりませんが、今現在の農業委員会の仕事の内容というものが中間管理機構の方に移行されるということであれば、これは今現在政府が考えている方向であってもしょうがないんじゃないかなという感じを持っておりますので、この請願に対しては不採択にしたいというふうに思っております。

○委員長（高橋幸晴） 採択と不採択に意見が分かれました。ほかにございせんか。

意見が分かれましたので、お諮りしますが、本件を挙手により採決しますが、よろしいでしょうか。

○14番（武田 隆） 委員長、その前に当局の参考意見を聞いてください。

○委員長（高橋幸晴） 部長。

○農林商工部長（佐々木誠治） 新聞報道等によりますと、今の農業改革について、はじめは企業参入ということだったんですけれども、最近のあれでは企業の農地所有の解禁、企業が農業生産法人に50%以上出資するということと農業委員会の委員の選挙制度を廃止、全中の廃止は5年後を目処、JA全農につきましての株式会社検討事項という政府の最終事項しか聞いてませんので、当局からどうのこうのというコメントはできません。このような方向づけになっているということだけ申し上げます。以上です。

○委員長（高橋幸晴） よろしいですか。これで。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） ちょっと、もう少し。

今、政府の方で国民の反論があって、いろいろ逆戻りしたりしてる点もあるんですけど、最終的にやっぱり農協解体するということなんです。それで信用、金融関係みんな外さ移して、農協が米の販売だけでやっていけるかっていったら、やっていけないんですよ。それで例えばへき地の農協なんかは結果的には農協が縮小になるわけですよ。そこまで出されてるんですよ。すると大仙市だってどこかわかんないけど、へき地の方では農協がなくなっているいろんな意味で金融機関がないところもあると思うんですよ。そういう弊害がどんどん出てくる可能性がある。それから農業委員会で農地を企業に明け渡さないというのは一時的な限定でありまして、将来は半分以上農地を取るって言うてるから。財界で。確実にそれは進みます。だから今のうちにこれを止めておかないと大変だと思います。武田さんが言った言葉も若干私もあるんでね、分かりますけれども潰してしまえば農協の職員、農協の資産、全部この地域からなくなってしまいます。大変な事態になってきます。

○委員長（高橋幸晴） 武田委員。

○14番（武田 隆） 反論するわけじゃないですけども、今の農協組織を、例えば今現在進めている農業法人とかというかたちに大規模化、要するに集積化していくということになれば農協組織を通さないで自分方で生産から物流、そして販売までというような、やっぱりそういう生産組織をこれからは構築していかなければ農業の生きる道はないというようなこともひとつあるので、必ずしも今までみたいに農協に頼って農業者が農協に頼るといような仕組みを必ずしも今まで通り踏襲していなくても、農協に頼れる人と頼れない人が出てくるという意味では農協の縮小はあっても当然だと、それはそういうかたちでおります。今現在、あまりにも農協に、農協の役割というか、要するに昔の農協のあれは大量購入、大量販売でもの安くするということであつたけれども、今現在の農協を見て見れば業者よりもものたげっしもん。して、業者よりもそれこそか営農指導とかそういうやつは遅れてるんだっしよ。誰も営農指導に回ってこねっしべ。だから、そういった意味で本来の農協のあり方、要するに昔の人方が農協を立ち上げた時点の農協という姿は消えてるんですよ。だからそういった意味で、農協改革というのは絶対必要だというふうに私は思います。

○委員長（高橋幸晴） はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 農協改革と農協潰しは違うんでね。今度のこの中身に独禁法違反でそういうことできなくなるんです、農協が。全国一律に買い占めて売り渡すということは出来なくなるんですよ。

○14番（武田 隆） 全国一律に買い占めるって言えば。

○8番（藤田和久） 全農を中心に全国一体から米を仕入れて、農協ということで、JA米ということで出しているでしょ、それが出来なくなる。

○14番（武田 隆） 当然できなくなる。それを言ってるのよ。農協が今までやってきたことをやる意味がなくなると。

○8番（藤田和久） できなくなると禁止されるわけよ。今は、農協使いたくなければ使わないで自分で売ってもいいし、別の業者さ売ってもいいし、それが自由だと。農家の。それを農協が押し付けて、すべての農家の人さ出せって押し付けられてやってるっていうわけでもないと思うんですよ。

○14番（武田 隆） だから農協は一部分では残る、当然農協を使わなければならない、要するに小規模農家としてはいるんだよ。で、農協使わなくても大規模農家、農業法人

なんては当然自分で生産から物流、販売までやるという2極になっていくんだよ。これはあくまでも農協改革だから、農協潰しではねえんだよ。ただ、私の感覚からすれば、農協というのは当然今現在の農協の業務、要するに信用事業、共済事業、これらなんかは本来から言えば農家が収入を上げて、所得を上げて自分方が清算する、それこそか自分方がまま食う分を除いて、その結果余ったじえんこを貯金する、余った分を共済さ回すというような、そういう考え方でできているのが、今は逆にサラリーから払っているような状況だっしよ。そういう農協組織でいいのがっていうことなんだっしよ。だからこれはあくまでも、農協を分離して、やっぱり株式会社化とかしてやるべきだということなんだっしよ。それが政府の考え方だっしよ。俺はそれには大いに賛成だ。

○8番（藤田和久） 私いうのはね、それは農協改革ではないですよ。今でも貯金はなんとでもできるんだもの。残さなくなっただけいい、下ろしたっていいんですよ。そういうのは政府のまやかしなんです。私が言いたいのは、これは改革じゃなくて解体なんですよ、狙いは。それも財界の本さちゃんと載ってるんです。農協は邪魔だ、いらなくて。農協を良くするための改革じゃないんですよ。それを私はまず言いたい。

○14番（武田 隆） 農協を良くするための改革じゃなくて、農業者をいかに良くするための改革を今やろうとしてるんだっしよ。農協を良くするというのは別に農家にとってなんもいいことねえなだっしよ。

○8番（藤田和久） 農協を良くするって言うのは、農業全体からみての農協ですか。

○14番（武田 隆） 今の農協は、それは農家にとって果たして必要だがということなのよ。そこなんだっしよ。だから、要するに中央会、それから全農も果たしてこれでもいいのかっていうのが政府の考え方であって、それについてはやっぱりただ単にそれこそか大企業がどうのこうのという、農協を敵対視してやっているわけじゃねんだっしよ。だから、今現在の農協の姿というのはきちっと見て、将来本当にこういう農協でいいのかっていうこと。大体今現在、農家が農協を本当に充てしてるという人が何人いるがっていうことを考えた場合、そんたにいねぐなってるんですよ。もうできれば、それこそか農協から離れて出資金を戻してもらいたいという人方いっぱいいるんだっしよ。

○委員長（高橋幸晴） 佐藤委員。

○20番（佐藤清吉） 私の場合は、農業をやっておりません。ただ、農家の人方が農協離れしているっていうのは、非常に見えてきています。農協は駄目だっしよっていうのが、何が原因なのかっていうのが、ひとつ考えていかなければならないと思うし、国としても

これをやるというのは、そういう中身の中を見込んだ中での改革案、藤田さんの話も分からないわけではないんですけれども、やはりいろんな根拠があって出てきていると思うんで、これ見てもいいところと悪いところ出てきてるんで、採択と不採択、どちらを選ぶがというんじゃなくて、これって趣旨採択できるんだべ、できれば農協改革はとことんやってもらいたいというのが私の考えですけれども、たださっきおっしゃった農業委員会の問題とか、様々な問題あるわけなんで、総理大臣とか、農林大臣に出さなくてもいいような趣旨採択の方がいいのになっていう感じを受けます。

○委員長（高橋幸晴） 3通りの意見がでました。ほかにございませんか。はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 佐藤委員が言われましたけれども、捉え方によって非常に難しい問題だなというふうに私も考えております。確かに私はこの話が出てきたのが規制改革会議、これはその中から農協改革、あるいは農業委員会改革というものがでてきて、本当の農業の現場をはっきり分からない方々がらのあれということに対しては私は非常にそういった危惧を持っております。ただ、今の農協を見ればやはり、農協、あるいは農業委員会、改革しなければならない点多々あるというふうにも思っております。それを否定するものではありませんけれども、今の現状を見れば、やはり農業委員会、あるいは農協にゆだねられている農家の人が多いのが現状でありますし、規制改革会議のこれによって、大きく、仮に現場に混乱を来すようなことがあれば、わたしはちょっとこれも問題かなというようなことで、その改革の必要性は認めますけれども、かといって、これを採択、不採択という、両極端なあれにはちょっと私自身は趣旨採択ということで、少し弱いんでありますけれども、両方の考え方を尊重していきたいというふうに思います。

○委員長（高橋幸晴） はい、ほかに。富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 趣旨ちょっと良く分からないんだけど、企業の参入進出を防ぎたく手の陳情なんですか。

○8番（藤田和久） 要するに農協と農業委員会をまず現在より縮小して解体に向けていこうというのが一つあるわけですよ。そして、企業が農業の中でなんでも支配できるようにしたいということ。土地も農地も、それから法人になるかちょっと分からないけれども、財界で農業の最低でも半分は取ろうという方針があるわけなんですよ。これ財界のことばだから、雑誌についていただけの話で、中でそういうふうに話されているとい

うだけの話です。それをやるための農協の改革とか、おらも農協にはそういう意見はちゃんと持ってるし、おれだのこともなんも関係ねえおんだとかさ、農協より町の人と商売しているとかよ、いろんな意見があるんですよ。けども本当の意味で農業者とかその地域の全体のための農協改革では私はないと思います。要するに財界の方に利益導入を持ってくるというための手段でしかないと私は考えております。

○1番（富岡喜芳） ただ今ですよ、私も農家だども、正直言って農協さはなんも取引ねんだっしよな。全部業者だっすおな。それは選択肢があるから、米は1俵も出してねっし、農協さは。ある程度農家の人の選択肢があるから、みなみな農協に縛られているわけでもねえどもよ。

○8番（藤田和久） 農協がなくなったら困る人もいる。ただ今いってる農政改革で出されたことは農業を良くするための解体ではない。いろんな専門家が、農業知らない人が書いてるだけだなという評価です。

○11番（茂木 隆） かといって反対というわけにもいかない。農家の現場を考えれば。

○1番（富岡喜芳） 農協とか農業委員会を残そうという意味なんだべ。これ、請願者いねば、ちゃんと分がんねんだっしよ。

○委員長（高橋幸晴） 採択、不採択、趣旨採択、その他に継続というものもありますけれども、大体ここら辺で質疑を終結します。それぞれ意見があると思います。将来の姿を云々ということも分かりますけれども、今現時点のあるべきものも考えながら、今日の判断はやらねばだめだんでねがなという私の感じですけども。基幹産業が農業の大仙市にとって、趣旨採択といったところでなんただっしよ。

それではお諮りいたしますが、本件につきましては、趣旨採択と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） ご異議なしと認め、本件は趣旨採択すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、陳情第12号「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情」を議題といたします。

本件に関して、皆様方からご意見やご質疑はお願いいたします。当局なにか参考意見ございましたらお願いいたします。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） 当該案件につきまして、若干調べましたが、厚生労

働省では平成25年6月18日付けで全国の都道府県、各労働局に対しまして次のような通達を出しております。この陳情の中に書いておりますが、画像で以上が認められない高次脳機能障害の患者に対し軽度外傷性脳損傷の可能性を考慮し後遺障害の程度に応じて労災の当該等級を決める方針を打ち出しています。こういう資料が手元にあります。要はケースバイケース、個別に判断しますというのを全国の労働局に本省が通達を出したということのようです。ですから、どの程度の件数があるのかまで調べきれませんでしたけれども、現場にそういう声があって、現実には即してケースバイケースで対応していくという判断を本省がしているということのようです。以上です。

○委員長（高橋幸晴） はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） この陳情のなかにあります軽度外傷性脳損傷、これについては7月の日にちはちょっと分からないんですけど魁新聞に記事になったんだよね、社会問題化しているということで、本当は写真、レントゲン写真に異常ができれば文句ないんだろけれども、むち打ちとかは出ないで重症になる人が多いでしょ。それと同じような感じなんですよ。それで、全国で何千万人というそういう患者が増えてきているので、社会問題化なってるっていうのが、大きく出されているので私はこれ採択した方が良くないかなという考えをもっています。そういう感じなので私の意見は採択ということですよ。

○委員長（高橋幸晴） ほかにご意見ありましたらお願いいたします。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） さっき言ったように、これは柔軟に対応するというような政府見解が出ているんだべ。せば、別に改正しねくったってと思います。

○委員長（高橋幸晴） 改正しなくても良いということは、退けるということだっしか。

○8番（藤田和久） ケースバイケースですからね、厚労省で言ってるのは。

一つ一つの事例に対して良いとか悪いとかの判断を下すということなので、これ自体が労災の対象になる両面としてあげられるかどうかは私は大事だと思います。

○委員長（高橋幸晴） 社会が複雑化してくると様々なそういった症状は当然あらわれてくる、そういう今の社会状況ではないかなと思いますが、それによってこういうものが出てきてるといふ、そういうふうにも考えてもいいのではないかなと思いますが。

特に交通事故というのは非常に、知らないところでかなり増えてはいるんです。むち打ちあるいは衝突による後遺症が残ることが結構見られる。はい、佐藤委員。

○20番（佐藤清吉） やっぱり例えば、いろんな事故とかなんかでこういうことが発症

する場合も有り得ると思います。ただそうした場合、労災とか自賠責、もしくは障害年金とかってもらえないといったようなかたちになるのであれば、やはり非常に本人としては問題があるかと非常に困る結果になるだろうと、ただこの陳情事項を見てみるとそういった場合によつての労災の障害あるいは年金が受給できる、いわゆる労災認定基準を改正してもらいたいんだという、そういうことだと思ふから、この内容からもっていけば私は採択すべきかなと思います。

- 委員長(高橋幸晴) 古谷副委員長からも雇用している立場からなにかありませんか。
- 副委員長(古谷武美) 会社とか通勤とかでなにかあつた場合はそれを補償してやらないといけないというのは雇用主の責任だと思うんですけども、私採択で良いと思うんですけども、これまで詳しく書いているということは、分かりづらい部分で、大きな障害見えない部分だけども、逆をいうと見えない部分でごまかしも出来るということだよ。見えないところで、毎日頭痛いなんてのは誰も分からないんだけども、それは深いところまで考えるとあれなんですけれども、単純にこれだけみれば、採択してもいいかなと思います。
- 委員長(高橋幸晴) 弱者救済という立場を考えた…。ほかにないかありませんか。
なければ、質疑等を終結いたします。
それではお諮りいたします。本件につきましては、採択と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高橋幸晴) ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。
ただいま採択となりました陳情第12号について、意見書の案文をご協議いただきましたと思います。

(事務局が意見書案を配付)

- 委員長(高橋幸晴) ただいま配付いたしました意見書案について、ご意見等ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高橋幸晴) 特にないようでございますので、この意見書案のとおりといたします。
ただいまご協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会として議長に提出したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

○委員長（高橋幸晴） 次に、閉会中の継続審査および調査の申し出にかかる事件についてお諮りいたします。

お手元に配付しました事件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査および調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○委員長（高橋幸晴） 次に、委員派遣の承認要求についてお諮りいたします。

10月20日から22日までの期間、所管する事項について行政視察を行うため、議長に対し、委員派遣の承認要求をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、詳細につきましては、閉会後に事務局より説明をいただきます。

以上で、当委員会に付託となりました事件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで企画産業常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時45分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

企画産業常任委員会委員長 高橋幸晴